

「すべて派」問題を考える

1. 「すべて派」問題とは何か

本稿でいう「すべて派」とは、技術提供規制において、「～に係る技術」の意味を「～に関係するすべての技術」のこととする考え方を指します。

この考え方、かつては幅を利かせていましたが、十年ほど前、次節の理由で否定されました。今や「係る技術」とは、「外為令別表又は貨物等省令の各条文に具体的に示される内容に直接関係する技術」のことと、限定的にとらえるようになっていきます。(CISTEC『輸出管理品目ガイダンス 役務取引』…以下『ガイダンス』と略記…による ⇒ [附録1](#))

ところがその後何年たっても、「すべて派」見解の記述はなくなりません。最初は「まだ気が付いていないか、改訂に手が回らぬのだろう」と思っていました。どうもそうではなさそうです。それどころか CISTEC の最近の受験参考書では、「係る技術」の記述に新たな事例を加え、元の「すべて派」記述をパワーアップする改訂が行われています。とうとう今年度は Associate 試験で「すべて派」型の出題もなされるに至りました。

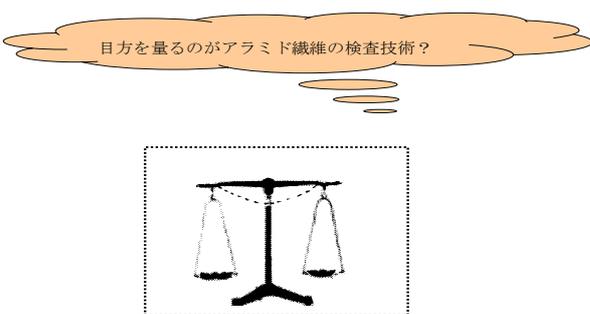
恐らくそれらを書いたのは、役務分科会の外部の人たちで、『ガイダンス』を読んだこともなければ、解釈変遷の歴史も知らない若者の仕事なのだと思います。しかし誤った知識を何度も唱えれば、信じやすい読者がそれをコピー&ペーストして社内に配布するでしょうから感染が拡大してしまいます。たとえ悪気がなくても「嘘も百回繰り返せば本当になる」と同じことになるわけです。注意を喚起したいと考え、本稿を書くことに致しました。

2. 「すべて派」のどこが問題か

理由は簡単です。「～に関係するすべての」と言ったら、「～に usable/applicable」というだけであらゆるものがしょっぴかれてしまうからです。

2006 年発行の『明快 安全保障輸出管理教本・入門から実務まで』(以下『教本』と略記)で「直接関係する技術」という限定の意味を、私は次のように書きました。(⇒ [附録2](#))

もしそれがなかったならどうなるでしょう？ **汎用技術が規制対象にされてしまうことがある**からです。
 例1 外為令別表5項(6)/貨物等省令4条6項は、アラミド繊維(芳香族ポリアミド繊維)の「製造に係る技術」を規制しています。「製造に係る技術すべて」と言うと、原料や製品(アラミド繊維)を検査する汎用装置(例えば天秤)のマニュアルも、その中に含まれます。
 例2 「軍用車両(輸出令別1の1項(7)該当)の使用に係る技術」は、外為令別表1項の規制対象ですが、もし「軍用車両の使用に係る技術すべて」と言うと(自動車教習所で教える)一般車運転技術も含まれてしまいます。では民間人に一般車の運転を教えることが規制対象ですか？

	
---	--

プログラムについても同じことがいえます。たとえば血圧計のような明らかな民生品のプログラムであっても、軍用車両と共通する内容が含まれていたなら「軍用車両の使用に係るプログラムとして規制する」のでしょうか？

また役務通達の「技術」の解釈も前記を支持していると思います。

技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な**特定**の情報をいう。
 ※ これはワッセナー協定の Technology の定義（下記）の訳文に等しい；

Specific information necessary for the "development", "production" or "use" of a product.

ワッセナーのいう **Specific Information** には「その製品の設計等に特有の」ということが含意されています。そこには単に「その製品の設計等に **associated** な」という以上の強い意味がこめられています。**Directly associated** に近い意味があるといえるでしょう。

前頁の問題意識は識者の間では古くから共有されていたようで、たとえば 2003 年 12 月の CISTEC 安全保障貿易管理研修会<責任者コース>のテキストには次の記述があります。

3.9 「係る技術」・「必要な技術」

<p>「係る技術」 applicable 「についての」 「に属する」 「の」</p> <p>製造に係る技術 = 製造の技術</p>	<p>「必要な技術」 required 「必須の」 「不可欠の」</p> <p>製造に必要な技術 = 製造に不可欠な技術</p>
--	---

「やさしい法令用語の解説」 小島和夫著 公職研

ガイダンス P10 の「applicable な全ての」は広すぎ！？

P14 の「関係するすべての(applicable)技術は広すぎ！？

この「広すぎ！？」という問題意識が出発点となり、より現実的な解釈が模索され経産省の確認を経て「直接関係する技術」という前頁の表現にたどり着いたということです。06 年発行『教本』も、これを受けて稿を起し、当時としては最新の成果を取り入れることができたわけです。（発行後、本省に献本し、ご嘉納いただいたのも懐かしい思い出）私もそのときは「これで決着がついた」と胸をなでおろしたものです。すぐには周知されないかもしれないが時間の問題だろう、と。

しかしそれが甘かったことが、のちになってわかりました。

3. 「すべて派」は生き残った

3-1 『CISTEC ジャーナル』の<輸出管理入門講座> (2007年9月号)

4) 「係る技術」と「必要な技術」 外為令別表、貨物等省令には、「係る技術」と「必要な技術」という語句が使い分けられています。「係る技術」とは関係する 全ての 技術を指し、「必要な技術」とは「規制の性能レベ	ル、特性若しくは機能に到達し又はこれを越えるために必要な技術」をいい「不可欠な技術」又は「必須の技術」という意味です。つまり「必要な技術」は「係る技術」より範囲が狭く「係る技術」の一部を指しています。
---	--

3-2 『輸出管理関係法令の道しるべ』(以下『道しるべ』と略記)

この十年間、次の記述が掲載され続けています。

<p><解説6> 「～に係る技術」と「～に必要な技術」の違いは？</p> <p>1) 「～に係る技術」とは、「関係する全ての技術」をいいます。</p> <p>例えば、外為令別表の1の項は、「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」となっていますので、輸出令別表第1の1の項(武器)で規制される貨物の設計、製造又は使用の技術は、たとえ他の貨物にも用いられる技術であっても規制されることとなります。(後略)</p>
--

3-3 『STC Associate への道』(2010年版)

<p>問題8 外為令別表でよく使われる「係る技術」とは、「関係するすべての技術」の意味である。(○か×か?)</p> <p>【解説】</p> <p>外為令別表でよく使われる「必要な技術」とは、通常、「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術」(役務通達等)を意味し「係る技術」とは、「関係するすべての技術」の意味で使われる。</p> <p>実務では、「係る技術」と規定されている場合は、機能に関係しない技術であっても広く規制されるので、該非判定の際は留意する。(後略)</p>

これだけなら、昔の解釈を何となく使いまわしているだけという気もしますが、2013年版になると「機能に関係しない技術」の例として「筐体の設計図面」という記述も登場するようになりました。これは確信犯的レベルと言ってよいかと思います。

3-4 Associate 試験

ついに今年度は Associate 試験本番で出題されるに至りました。

<p>問題10. 外為令別表及び貨物等省令でいう「係る技術」とは、「関係するすべての技術」という意味である。 ○ (2014.6)</p>
<p>問題15. 外為令別表の1の項では、「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」と規定されているので、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物に関連する全ての技術が規制される。 ○ (2015.1)</p>

4. 結び

冒頭にも書いたように、これらの書き手は役務分科会の外部の人と思われます。書いた人の不勉強は言うまでもありませんが、そのような誤りが長年積み重ねられてきたことに気付かなかった役務分科会側（実は私も一昨年度まで在籍していました）も迂闊であったと思います。

また今見直すと『ガイドンス』の記述も、初めて読む人にはむずかしいかもしれないと感じます。「直接関係する」ということの具体的なイメージが浮かびにくいように思うからです。（☞ [附録1](#)）

書き手側には早急に善処いただき、役務分科会側は啓蒙を工夫する。というところが結論になると思います。

< 附録 1 > 『ガイドランス』の解説 (2013 年版 25 頁)

…末尾に私の感想を付け加えます

「設計、製造又は使用に係る技術」とは「設計、製造又は使用についての技術」あるいは「設計、製造又は使用の技術」という意味で、「外為令別表又は貨物等省令の各条文に具体的に示される内容に直接関係する技術 (注 1)」をいいます。

一つの例として、「軍用車両」の「設計、製造又は使用に係る技術」で説明します。「軍用車両」に係る技術は、外為令別表の 1 の項で「輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」と規定されています。そして輸出令別表第 1 の 1 の項(7)に「軍用車両」が規定されています。

ここで「係る技術」として、「条文に具体的に示される内容に直接関係する技術」として規制されている技術は、「軍用車両」の設計、製造又は使用についての技術です。一方、「非軍用車両」(以下「民生用車両」という)の設計、製造又は使用についての技術は、「軍用車両」の設計、製造又は使用に係る技術として外為令別表の 1 の項で規制されていません。

提供しようとする技術 (例えば仕様書や図面など) が「軍用車両」の設計、製造又は使用についての技術であれば、たとえ「民生用車両」の設計、製造又は使用に用いることが可能だとしても外為令別表の 1 の項の技術として該当であることに変わりはありません。(注 2)

逆に提供しようとする技術が「民生用車両」の設計、製造又は使用についての技術であれば、たとえ「軍用車両」の設計、製造又は使用に用いることが可能であるとしても非該当です。なぜなら、その技術中に「軍用車両」の技術は含まれていないからです。

また、「軍用車両」と「民生用車両」の両方に使われる「共用部品」の製造仕様書は「軍用車両」の「係る技術」としては非該当となります。

(注1) 「直接関係する技術」は各レジームでは次の記載があります。

NSG;TECHNOLOGY CONTROLS、 MTCR;GTN、 AG;RELATED TECHNOLOGY
: The transfer of “technology” directly associated with any…

(注2) 該当であることに変わらないことは WA では次の記載があります。

WA GTN; This “technology” remains under control even when applicable to any uncontrolled item.

【感想】

端的に言えば「各条文に具体的に示される内容に直接関係する技術」のイメージが浮かびにくいことが問題と思います。

「軍用車両」の「設計等」(ここでは設計、製造、使用をまとめて「設計等」と略記)例は、そもそも何を説明しようとしているのでしょうか? 上記では、軍用車両の「設計等に係る技術」を「設計等に直接関係する技術」と言い換え、更に「設計等についての技術」と言い換えています。

では「設計等についての技術」とは何でしょうか? 私にはわかりません。(そこで「直接関係する技術のことだよ」なんて、まさか言わないですよ)

結局のところ「軍用車両」の「設計、製造、使用に係る技術」とはどんなものなのかを、

この例は上手く説明できていないのではないかと思います。

また後段で「軍用車両の設計・製造・使用についての技術」、「民生用車両の設計・製造・使用についての技術」、「共用部品の技術」の3つが登場します。ところが我々は前述のように、「軍用車両の設計・製造・使用についての技術」とは何かをまだ把握できていません。同様に「民生用車両の設計・製造・使用についての技術」も「共用部品の設計・製造・使用についての技術」もよく分かっていないのです。

このような状況下で「軍用車両の設計・製造・使用についての技術」が「民生用車両に使える場合」だとか、「民生用車両の設計・製造・使用についての技術」が「軍用車両に使える場合」などを論じて、十分な理解は困難です。(少なくとも私には困難です)

とはいえ、『ガイドランス』の記述により、「**軍用車両の設計・製造・使用に関する技術**」であったからといって、必ずしも「**軍用車両の…に係る技術**」にカウントされないことは分かりました。なぜなら「本来は民生用車両の技術であったところのものを転用しただけ」であるなら「軍用車両の設計・製造・使用に直接関係する」とは言わないようですから。

それは有益な知見と思います。依然として「直接関係する技術」のイメージはつかめぬままですが。

やはり「軍用だからこういう機能があり、それに直接関係するこんな技術だから“係る技術”にカウントされるのだ」と一目でわかる例がほしいところです。そしてそれが「民生用車両に使われている」例もあれば、私のように頭が固い者でもなんとか理解できるかと思えます。

ついでに、注1で言及している国際レジームの記述も見ておきましょう。

NSG の TECHNOLOGY CONTROLS

The transfer of “technology” is controlled according to the Guidelines and as described in each section of the Annex. **“Technology” directly associated** with any item in the Annex will be subject to as great a degree of scrutiny and control as will the item itself, to the extent permitted by national legislation. The approval of any Annex item for export also authorizes the export to the same end user of the minimum “technology” required for the installation, operation, maintenance, and repair of the item.

Note: Controls on “technology” transfer do not apply to information “in the public domain” or to “basic scientific research”.

「“Technology” directly associated が規制対象であること」は分かります。つまり規制対象が「関係するすべて」ではないことが述べられているわけです。しかし残念ながら“Technology” directly associated とは何かについては触れられていません。

附録2で示した例は、その問題についての私なりの答案でもあります。

< 附録 2 > 『教本』(初版) 3-11 頁

6. 「係る技術」と「必要な技術」

「設計・製造又は使用に係る技術」という表現がよく出てきますが、「××に係る技術」とはどんな意味？

一言でいえば「××関連技術のうち、規制内容に直接関係する技術」のことです。

「規制内容に直接関係」という限定を加えたのはどういう意味ですか？

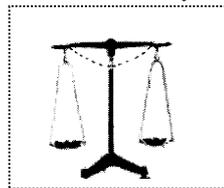
もしそれがなかったならどうなるでしょう？ 汎用技術が規制対象にされてしまうことがあるからです。

例 1 外為令別表 5 項(6)／貨物等省令 4 条 6 項は、アラミド繊維（芳香族ポリアミド繊維）の「製造に係る技術」を規制しています。「製造に関する技術すべて」と言うと、原料や製品（アラミド繊維）を検査する汎用装置（例えば天秤）のマニュアルも、その中に含まれます。

例 2 「軍用車両（輸出令別 1 の 1 項(7)該当）の使用に係る技術」は、外為令別表 1 項の規制対象ですが、もし「軍用車両の使用に係る技術すべて」と言うと（自動車教習所で教える）一般車運転技術も含まれてしまいます。では民間人に一般車の運転を教えることが規制対象ですか？

目方を量るのがアラミド繊維の検査技術？

これが軍用車両の使用技術？



省令に「『××に係る技術』のうち、当該貨物の機能・特性に到達し又はこれを超えるために『必要な技術』」という表現が出てきます。「必要な技術」は「係る技術」とどう違うのですか？

例を使って説明した方がよさそうです。

仮に「超音速飛行機を規制する項番」があったとしましょう。（マッハ 1 以下ならこの項番非該当とする）

・リクライニングシートの製造技術は「超音速で飛ぶことに直接関係しない」ので「係る技術」ではありません。

・エンジン製造技術ならば「超音速で飛ぶことに直接関係する」ので「係る技術」に分類されます。

そのうち「マッハ 1 以下の飛行機には不要な技術」（だからこそ「音速の壁を破る為に必要」と言えるのですね）が、ここでいう「当該貨物の機能・特性(超音速で飛ぶこと)に到達し又はこれを超えるために『必要な技術』」というわけです。

	「必要でない技術」 (eg.エンジン製造技術のうち低速機と共通のもの)	「必要な製造技術」 (eg.エンジン製造技術のうち超音速タイプだけで必要とされるもの)
「係る技術」ではないもの (eg.リクライニングの製造技術)	超音速機の「製造に係る技術」 (超音速で飛ぶことに直接関係する製造技術 eg.エンジンの製造技術)	
	超音速機に「関連ある製造技術全般」	

「必要な技術」についての詳しい説明は、➡右頁 p3-12

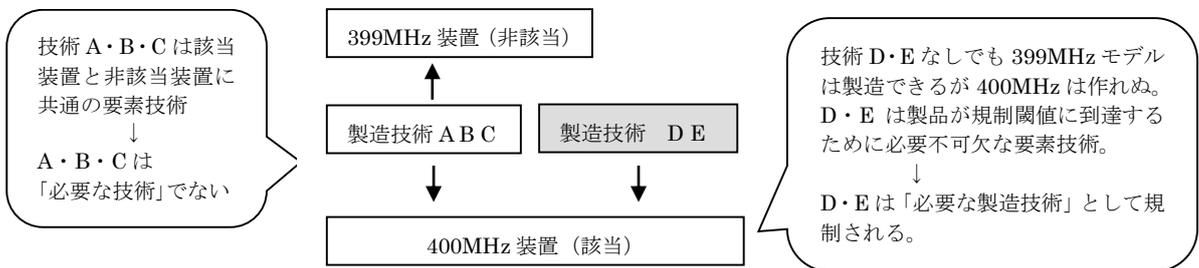
参考資料 (p3-12)

必要な技術とは

1) 初めに役務通達の規定 (よく引用される) を見てみましょう。

役務通達の規定 (5項解釈)
 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。
 注: 例えば 400MHz 以上で動作するものが規制対象となる貨物の種類を X とする。この場合、製造技術 A、B、C によって製造される製品 X の性能が最高でも 399MHz までのものしかなければ、A、B、C は、製品 X に関して規制レベルを超えるために必要な技術ではない (A、B、C は「必要な技術以外の情報」)。しかし、製造者が上記の技術 A、B、C に加えて、D、E という技術を用いることにより 400MHz 以上で動作する製品を製造できる場合、D、E は規制レベルの製品の製造に必要な技術として規制される。なお、この技術 D、E は、輸出貿易管理令別表第 1 非該当貨物の製造に使用する場合であっても規制対象技術であり、許可の対象になる。

図で説明すると



2) 補足

- ※1: 「必要でない技術」とされた A・B・C ですが、それなしで規制該当の 400MHz モデルの製造は勿論不可能です。では「必要な技術」との差は何かと言えば、それは「非該当装置との**共用技術**」であるということです。
- ※2: では 400MHz モデル**専用の製造技術なら即「必要な技術」**でしょうか? 答はノーです。
 例えば 400MHz モデルに限り、純粹に販売上の配慮 (高級感を出すため) により、399MHz モデルとは異なるスマートな外観をしていたとします。このときスマートな形状のシャーシの製造図面は、確かに 400MHz モデル専用の製造技術に違いありません。しかし外観によって、基本性能 400MHz が達成されるわけではありません。無骨な 399MHz モデルのシャーシであっても、400MHz 達成の邪魔になるわけではないでしょうから、この場合は「必要とは限らない」と考えるのが適当です。
 ついでながら、このシャーシの図面は、規制貨物(400MHz モデル)の「製造に係る技術」でさえありません。
- ※3: ところで「到達し超えるのに必要な使用技術」とはどんなものでしょうか?
 誤解例; 399MHz 級のハードを 400MHz に改造する技術。或いは 399MHz 級のハードを 400MHz で運転する技術。
 正解 ; 例えば 399MHz 級と 400MHz 級のハードで運転技術に違いがあったとして、400MHz 級の運転でのみ要求される技術が「必要な使用技術」です。
- ※4: 上記通達に「D・E は他の非該当貨物の製造に使用する場合でも規制技術」とあります。
 上の例で、仮に 400MHz 達成のために特殊な熔接技術があったとします。この熔接技術を提供するのであれば、たとえそれが 399MHz モデルの生産ライン向けの提供であっても規制されるということです。御用心!
 ならば、400MHz モデル開発過程で生まれたあらゆる製造技術は規制該当で、他の生産ラインに応用する際は常に要許可なのでしょうか? 勿論、答はノーです。(理由は※2 から明らか・・・ですね?)
 ↓
 「該当貨物の『必要技術』を転用」と「該当貨物と共用の技術」の区別は、概念的には難しい問題です。但し「該当貨物の『必要技術』」と言えば、かなり特殊なものが多いので、実務においては両者の区別はさほど困難ではないでしょう。

3) 「必要な技術」の範囲は案外狭い

- 下記 3 条件を全て満たすものだけが「必要な技術」です。
- 条件 1: 「規制内容に直接関連する領域の技術」(係る技術) であること。
 - 条件 2: 該当貨物専用に開発されたものであること。
 - 条件 3: その技術なしでは非該当モデルしか得られなかったような性質の技術 (必要な技術) であること。